個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	図書館システム上の利用登録情報（一般）	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部図書館　電話番号　0476－27－2000	
個人情報ファイルの利用目的	図書館利用者管理（貸出・督促）	
記録項目	1氏名、2生年月日、3年齢、4住所、5電話番号、6勤務先または学校名（在勤・在学の方のみ）、7母語	
記録範囲	図書館利用カード申込者	
記録情報の収集方法	本人からの利用申込書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	―	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585　千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	□有 ■無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	図書館システム上の利用登録情報（障がい）	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部図書館　電話番号　0476－27－2000	
個人情報ファイルの利用目的	図書館利用者管理（貸出）	
記録項目	1氏名、2生年月日、3年齢、4住所、5電話番号、6障害の種別、7手帳番号	
記録範囲	視覚障害１級～４級・下肢障害１級～６級の方、成田市ねたきり老人福祉手当支給条例第２条第１号に規定する方	
記録情報の収集方法	本人からの利用申込書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585　千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	□有 ■無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	ブックスタート事業絵本引換え管理簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部図書館　電話番号　0476－27－2000	
個人情報ファイルの利用目的	・対象者の特定 　ブックスタート事業の対象者を把握する ・引換券の送付 　対象者の居住地に、ブックスタート事業の案内及び絵本の引換券を送付する ・絵本引換えの記録 　対象者１人につき絵本１冊を配布するため、絵本を重複して渡すことが無いよう、絵本を引換えた対象者の確認に使用する	
記録項目	1氏名、2氏名カナ、3通称名、4通称名カナ、5性別、6生年月日・月齢、7住所、8世帯主、9国籍、10転入日、11宛名番号	
記録範囲	成田市内に住居のある生後４か月になる乳児および 成田市に転入した満１歳になるまでの乳児	
記録情報の収集方法	他の実施機関から ・市民生活部市民課（住民基本台帳）からのデータ提供 ・健康推進部健康増進課（４か月児赤ちゃん相談事業）からのデータ提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	―	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585　千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	□有 ■無	
備考	令和5年度からブックスタート事業において絵本の配布を新たに配布することに伴い令和5年3月から新規に作成	